

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【公開番号】特開2009-124483(P2009-124483A)

【公開日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2009-022

【出願番号】特願2007-296847(P2007-296847)

【国際特許分類】

H 04 L 12/56 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/56 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月28日(2010.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のネットワーク内に存在するサービスの第2のネットワークからの利用を制御する通信装置であって、

前記第1のネットワークに接続する接続手段と、

前記第1のネットワーク内に存在するサービスの種別を判断する判断手段と、

前記第1のネットワークと第2のネットワークの接続をするプロトコルに基づいて、前記第2のネットワークに信号を送信する第1の送信手段と、

前記第1のネットワーク内のサービスを制御するプロトコルに基づいて、前記第1のネットワーク内のサービスに信号を送信する第2の送信手段と

を有し、

前記第1の送信手段は、前記判断手段によって、前記第1のネットワーク内のサービスがデータ供給サービスであると判断された場合、前記第1のネットワークと第2のネットワークの接続をするプロトコルに基づいて、前記第1のネットワーク内のデータ供給サービスに対する前記第2のネットワークからのデータ要求を終了させるための信号を前記第2のネットワークに送信し、

前記第2の送信手段は、前記第1の送信手段が前記データ要求を終了させるための信号を送信してから、前記第1のネットワーク内のサービスを制御するプロトコルに基づいて、前記第1のネットワーク内のデータ供給サービスを終了させるための信号を送信することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記第2の送信手段は、前記第2のネットワークから送信される、前記第1のネットワークと第2のネットワークの論理的な接続を解除するための要求を受信してから、前記第1のネットワーク内のサービスを終了させるための信号を送信することを特徴とする請求項1記載の通信装置。

【請求項3】

前記判断手段によって前記第1のネットワーク内のサービスがデータ受信サービスであると判断された場合、前記第2の送信手段は、前記第1のネットワーク内のサービスを制御するプロトコルに基づいて、前記第2のネットワーク内のサービスへのデータ要求を終了させるための信号を前記第1のネットワーク内のサービスに送信し、前記第1の送信手

段は、前記第2の送信手段が前記データ要求を終了させるための信号を送信してから、前記第1のネットワークと第2のネットワークの接続をするプロトコルに基づいて、前記第2のネットワーク内のサービスを終了させるための信号を前記第2のネットワークに送信することを特徴とする請求項1記載の通信装置。

【請求項4】

前記第1の送信手段が送信する前記第2のネットワーク内のサービスを終了させるための信号は、前記第1のネットワークと第2のネットワークの論理的な接続の解除を要求する信号であることを特徴とする請求項3記載の通信装置。

【請求項5】

前記判断手段は、前記第1のネットワーク内のサービスを提供する機器に対して送信した生存確認に対する応答の有無を判断し、

前記第1の送信手段は、前記判断手段によって、前記生存確認に対する応答が無く、かつ、前記第1のネットワーク内のサービスがデータ供給サービスであると判断された場合、前記第1のネットワーク内のサービスに対するデータ要求を終了させるための信号を前記第2のネットワークに送信する

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の通信装置。

【請求項6】

前記判断手段は、前記第1のネットワーク内のサービスを提供する機器に対して送信した生存確認に対する応答の有無を判断し、

前記判断手段によって、前記生存確認に対する応答が無く、かつ、前記第1のネットワーク内のサービスがデータ受信サービスであると判断された場合、前記第1の送信手段は、前記第2のネットワーク内のデータ供給サービスを終了させるための信号を前記第2のネットワークに送信する

ことを特徴とする請求項3又は4に記載の通信装置。

【請求項7】

第1のネットワーク内に存在するサービスの第2のネットワークからの利用を制御する制御方法であって、

前記第1のネットワークに接続する接続工程と、

前記第1のネットワーク内に存在するサービスの種別を判断する判断工程と、

前記第1のネットワークと第2のネットワークの接続をするプロトコルに基づいて、前記第2のネットワークに信号を送信する第1の送信工程と、

前記第1のネットワーク内のサービスを制御するプロトコルに基づいて、前記第1のネットワーク内のサービスに信号を送信する第2の送信工程とを有し、

前記第1の送信工程は、前記判断工程によって、前記第1のネットワーク内のサービスがデータ供給サービスであると判断された場合、前記第1のネットワークと第2のネットワークの接続をするプロトコルに基づいて、前記第1のネットワーク内のデータ供給サービスに対する前記第2のネットワークからのデータ要求を終了させるための信号を前記第2のネットワークに送信し、

前記第2の送信工程は、前記第1の送信工程が前記データ要求を終了させるための信号を送信してから、前記第1のネットワーク内のサービスを制御するプロトコルに基づいて、前記第1のネットワーク内のデータ供給サービスを終了させるための信号を送信することを特徴とする制御方法。

【請求項8】

第1のネットワーク内に存在するサービスの第2のネットワークからの利用を制御するコンピュータに、

前記第1のネットワークに接続する接続手順と、

前記第1のネットワーク内に存在するサービスの種別を判断する判断手順と、

前記第1のネットワークと第2のネットワークの接続をするプロトコルに基づいて、前記第2のネットワークに信号を送信する第1の送信手順と、

前記第1のネットワーク内のサービスを制御するプロトコルに基づいて、前記第1のネットワーク内のサービスに信号を送信する第2の送信手順とを実行させ、

前記第1の送信手順は、前記判断手順によって、前記第1のネットワーク内のサービスがデータ供給サービスであると判断された場合、前記第1のネットワークと第2のネットワークの接続をするプロトコルに基づいて、前記第1のネットワーク内のデータ供給サービスに対する前記第2のネットワークからのデータ要求を終了させるための信号を前記第2のネットワークに送信し、

前記第2の送信手順は、前記第1の送信手順が前記データ要求を終了させるための信号を送信してから、前記第1のネットワーク内のサービスを制御するプロトコルに基づいて、前記第1のネットワーク内のデータ供給サービスを終了させるための信号を送信することを特徴とするプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0080

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0080】

そして、コントローラ32のSIP制御部303は、コントローラ12に対し、デジタルテレビ11によるデータ要求の終了を依頼する情報を、SIPのINFOリクエスト(情報通知)のBODY部に附加して送信する(F204)。即ち、F203においてホームネットワーク3内のサービスがデータ供給サービスであると判断された場合、SIP制御部303は、ホームネットワーク3内のサービスに対するデータ要求を終了させるための信号をホームネットワーク1に送信する。また、F204において、SIP制御部303は、ホームネットワーク1とホームネットワーク3を接続するプロトコル(SIP)に基づいて、ストレージサーバ31に対するデータ要求を終了させるための信号を送信する。尚、コントローラ32は、デジタルテレビ11とストレージサーバ31の間におけるサービスの授受に先立って、ホームネットワーク1のコントローラ12との間で、セッションを確立するための接続処理を実行している。したがって、コントローラ32は、F201で終了要求が検出されたストレージサーバ31のサービスに対応するデータ受信サービスが、ホームネットワーク1内にあることを認識している。同様に、ホームネットワーク1内のコントローラ12は、デジタルテレビ11がホームネットワーク3からのデータを受信するサービスを実行していることを認識している。